

# 遊佐町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

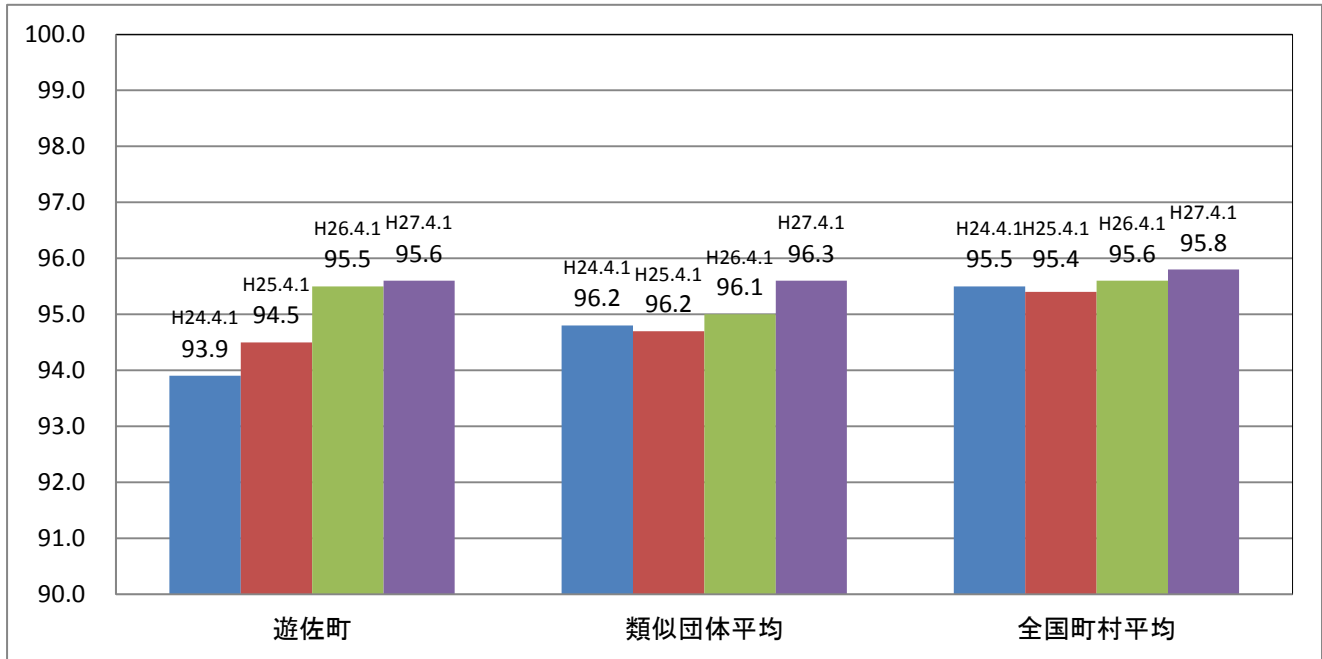
区分	住民基本台帳人口 (26年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
平成 26年度	人 14,800	千円 7,199,034	千円 312,433.0	千円 1,264,596.0	% 17.6	% 15.9

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
平成 26年度	人 139	千円 500,948	千円 42,081	千円 179,702	千円 722,731	千円 5,200	千円 5,527

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した数値。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値である。

※平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②及び3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

昇格基準について見直しを行ったことによる。

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

- ① 給料表の見直し  
[  実施  未実施 ]

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日  
(内容)一般行政職の給料表について、県の給料表に準拠し、見直しを実施。  
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し  
制度なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項  
特になし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成27年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
遊佐町	41.1歳	307,600円	338,600円	328,312円
山形県	44.3歳	347,600円	433,900円	374,200円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	41.6歳	305,791円	360,437円	329,664円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
遊佐町	46.3歳	17人	314,912円	335,635円	335,462円	—	—	—	—
うち調理師	40.7歳	7人	272,987円	290,716円	290,716円	調理師	41.1歳	214,300円	1.36
うち用務員	48.1歳	7人	334,042円	354,624円	354,624円	用務員	54.6歳	200,300円	1.77
その他 (保育園調理師)	54.9歳	3人	368,100円	380,653円	379,667円	調理師	41.1歳	214,300円	1.78
山形県	47.2歳	524人	335,500円	373,900円	355,200円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
類似団体	50.8歳	7人	290,907円	309,966円	300,363円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベースの(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
遊佐町	—	—	—
うち調理師	4,625,481円	2,571,600円	1.80
うち用務員	5,539,154円	2,403,600円	2.30
その他 (保育園調理師)	6,113,397円	2,571,600円	2.38

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24～26年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		遊佐町	山形県	国
一般行政職	大 学 卒	178,400 円	178,400 円	174,200 円
	高 校 卒	145,500 円	145,500 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	140,900 円	140,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

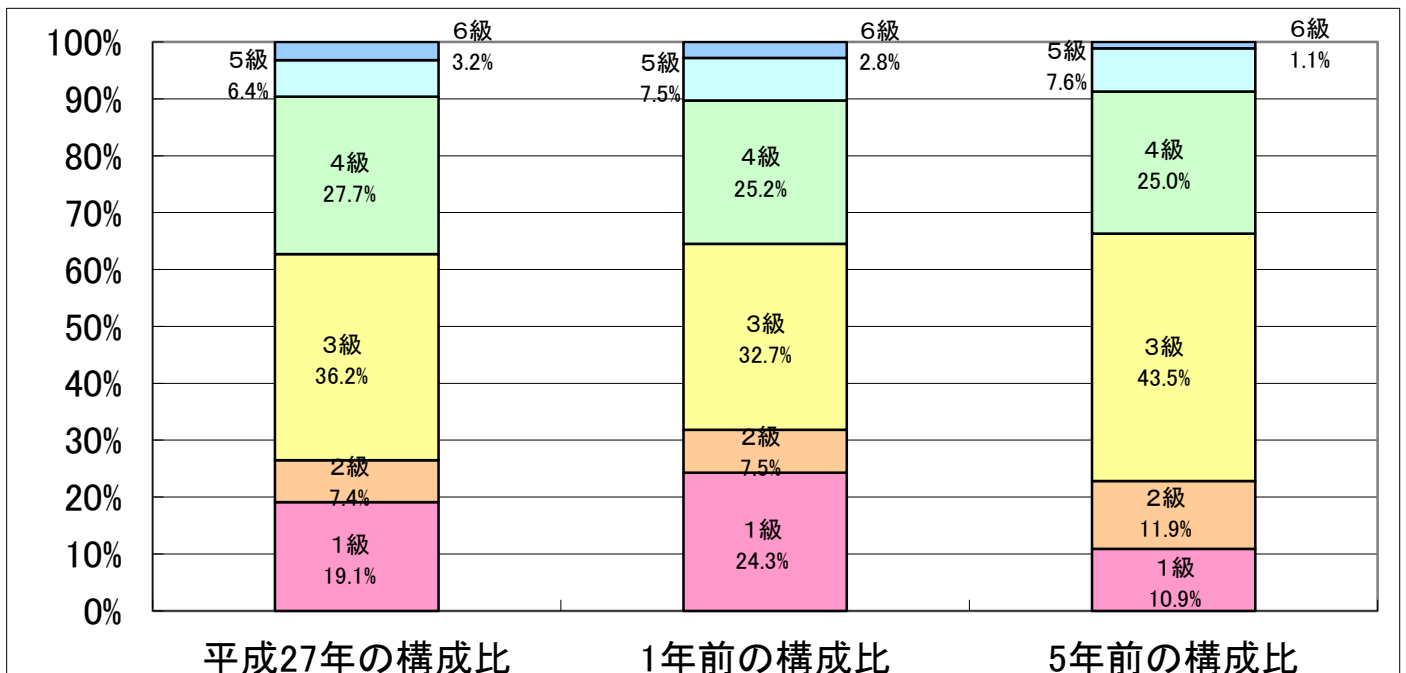
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	285,700 円	313,500 円	350,500 円
	高 校 卒	221,700 円	279,700 円	345,100 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	275,600 円	266,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・主事補・技師	18 人	19.1 %
2 級	主事	7 人	7.4 %
3 級	係長・主査・主任	34 人	36.2 %
4 級	課長補佐・係長・主査	26 人	27.7 %
5 級	課長・課長補佐	6 人	6.4 %
6 級	課長	3 人	3.2 %

(注) 1 遊佐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

・毎年1月1日現在において、各職員の前1年間の勤務成績を判定し、昇給の号給数を決定している。

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

・病気休暇、欠勤、休職等の日数で勤務評価を実施。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

遊佐町	山形県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,264 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,608 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.20 月分 ( 1.40 )月分 ( 0.60 )月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.40 月分 ( 1.40 )月分 ( 0.70 )月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.70 )月分
(加算措置の状況) 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

・基準日前6ヶ月間において懲戒処分を受けた職員については、成績率に差を設けて手当額を決定している。

### (2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

遊佐町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.45 月分 勤続25年 29.15 月分 勤続35年 41.33 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~20%)加算 1人当たり平均支給額 自己都合 9,705 千円 定年・勸奨 21,859 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.45 月分 勤続25年 29.15 月分 勤続35年 41.33 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~20%)加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

制度なし

### (4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

制度なし

### (5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	14,857 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	96 千円
支給実績(25年度決算)	16,211 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	107 千円

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・配偶者13,000円、配偶者以外6,500円（配偶者がいない場合1人目については11,000円） ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算（月額）	同じ		12,838 千円	191,611円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家：家賃に応じた額（27,000円限度）	同じ		3,283 千円	273,583円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当 ・交通機関利用者：運賃等相当額（1箇月当たり最高55,000円） ・交通用具使用者：通勤距離区分に応じた定額（2,500円～19,200円）	異なる	【国の制度】 ・交通用具使用者の手当額 （2,000円～24,500円）	7,562 千円	48,787円
管理職手当	管理職又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 6級管理職 33,100円 5級管理職 31,600円	異なる	【国の制度】 一種から五種の区分に応じて支給 46,300円～139,300円	3,465 千円	385,000円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対して支給される手当 ・1時間当たりの単価×100分の25×勤務時間数	同じ		— 千円	—
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給される手当 ・基礎額（23,000円）+距離区分に応じた加算額（最高45,000円）	同じ		— 千円	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給される手当 ・1回につき4,000円（6時間を超える場合には6,000円）	異なる	【国の制度】 ・1回につき最高12,000円	— 千円	—
災害派遣手当	災害緊急対策又は災害復旧等のため、災害基本法により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員に対して支給される手当 ・滞在日数等に応じた定額（日額・最高4,000円円）	—		— 千円	—
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増嵩するために、設けられた手当 ・支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じた定額	同じ		— 千円	—

## 5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	町 長	713,000 円 ( 793,000 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 507,500 円	
	副 町 長	556,000 円 ( 618,000 円 )	680,000 円 / 404,600 円	
報 酬	議 長	293,000 円 ( 円 )	408,000 円 / 218,000 円	
	副 議 長	238,000 円 ( 円 )	340,000 円 / 174,000 円	
	議 員	215,000 円 ( 円 )	320,000 円 / 155,000 円	
期 末 勤 勉 手 当	町 副 町 長	(26年度支給割合) 2.850 月分		
	議 副 議 長 員	(26年度支給割合) 2.850 月分		
退 職 手 当	町 副 町 長	(算定方式) 給料月額×56.7/100×在職月数 給料月額×33.1/100×在職月数	(1期の手当額) 1,941 万円 883 万円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)

## 6 職員数の状況

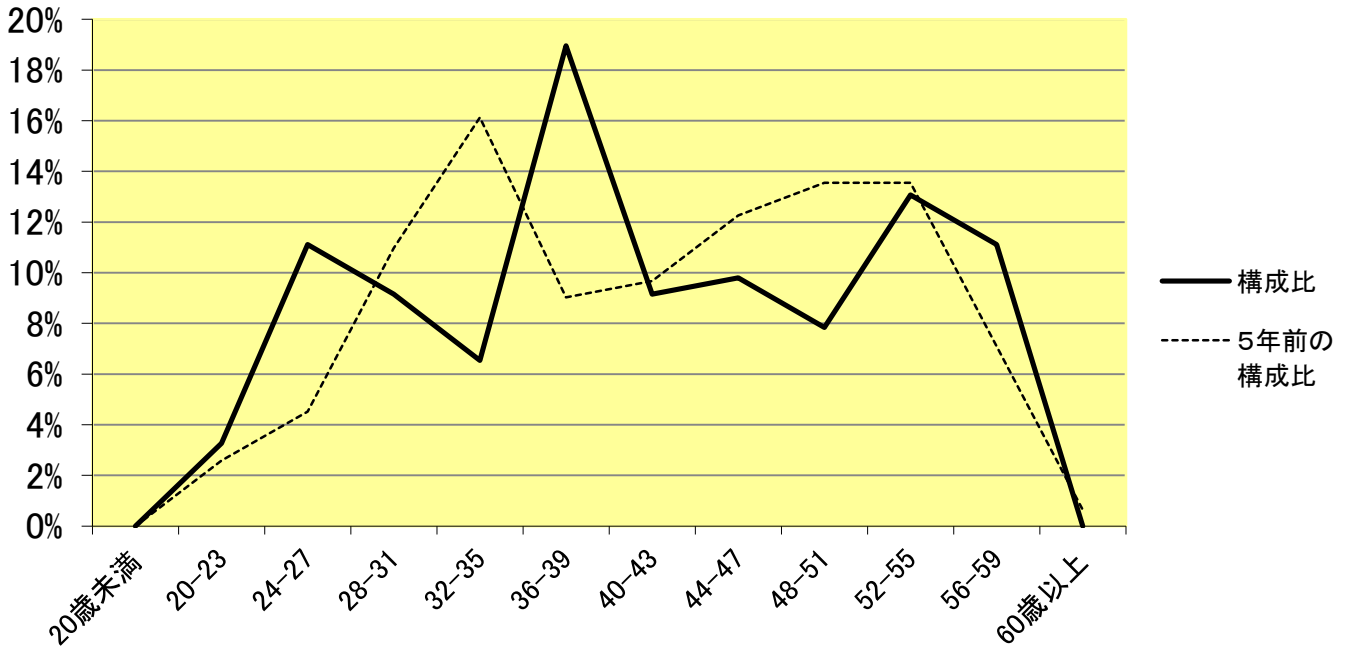
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成26年	平成27年			
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2	0	
	総 務	31	31	0	事務体制見直しによる増
	税 務	10	10	0	事務体制見直しによる減
	農林水産	11	11	0	事務体制見直しによる減
	商 工	3	4	1	
	土 木	8	8	0	係の統廃合による増
	民 生	29	28	△ 1	新規事業に対する保育士採用による増
	衛 生	13	13	0	事務体制見直しによる増
	計	107	107	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.04 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 70.03 人)
	教育部門	33	29	△ 4	
小 計	140	136	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 90.33 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 89.01 人)	
公 営 会 計 企 業 部 門 等	水 道	3	3	0	
	下水道	3	3	0	
	その他	10	11	1	
	小 計	16	17	1	
合 計	156 [181]	153 [181]	△ 3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 100.66 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	17人	14人	10人	29人	14人	15人	12人	20人	17人	0人	153人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	105	103	105	104	107	107	2 (1.90%)
教育	33	35	34	34	33	29	△4 (△12.12%)
普通会計計	138	138	139	138	140	136	△2 (△1.45%)
公営企業等会計計	17	17	16	16	16	17	0
総合計	155	155	155	154	156	153	△2 (△1.29%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数